

議案第 2 号

運動部活動等の在り方に関する方針について

以下の理由により、「運動部活動等の在り方に関する方針」(案)を別添のとおり提出する。

平成30年12月27日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

平成30年3月スポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。その中で都道府県は、当該ガイドラインに則り「運動部活動の在り方に関する方針」を策定することとなっている。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

「国のガイドライン抜粋」

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 運動部活動の方針の策定等
 - ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。

1 件名

『運動部活動等の在り方に関する方針』について

2 方針を定める理由

平成30年3月スポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。その中で、都道府県は、当該ガイドラインに則り「運動部活動の在り方に関する方針」を策定することになっており、方針を策定する必要がある。

3 方針策定の経緯

国のガイドラインに則り、県版の「運動部活動の在り方に関する方針」を策定するため、「運動部活動に関する方針」検討委員会を設置し、必要な事項等について検討した。

平成30年9月27日、10月10日、11月13日の会議を経て、沖縄県の方針（案）としてまとめた。

4 根拠規定

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

5 添付資料

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

運動部活動等の在り方に関する方針【概要】

平成30年12月 沖縄県教育委員会

方針策定の趣旨

- 生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活を重視し、地域・学校等にに応じた多様な形で最適な形での実施を目指す。
- 義務教育である中学校を主な対象とし、高等学校も原則適用(多様な教育が行われている点に留意)。
- 小学校段階のスポーツ活動についても本方針に準ずる(心身の成長、学校生活への影響等を考慮した適切な活動が行われるよう留意)。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部活動の方針の策定等
 - 市町村教育委員会は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。
 - 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成。校長は、活動方針とともに公表。
- (2) 指導・運営に係る体制の構築
 - 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置。また、各運動部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正。
 - 学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置。運動部顧問及び管理職対象の研修を実施。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長、運動部顧問及び指導者は、「運動部活動での指導のガイドライン(H25年5月文部科学省)」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底(学校の設置者等は、支援及び指導・是正)。
- 運動部顧問は、指導手引(中央競技団体が作成・公開)を活用し、体養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施。

3 適切な休養日等の設定

- ジュニア期のスポーツ活動時間に関する医・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。(高等学校原則適用だが、競技種目等を考慮。小学校は中学校の前段階であることに留意。)
 - ・ 学期中は週当たり2日以上の休養日(平日1日、土日1日以上)
 - ・ 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養(オフシーズン)を設ける。
 - ・ 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。(右上げつつ)

- 市町村教育委員会及び校長は、基準を踏まえた休養日・活動時間等を設定し、運用を徹底。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
 - 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部を設置(季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力向上を目的とした活動等)。
 - 県教育委員会及び市町村教育委員会は、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進。
- (2) 地域との連携等
 - 学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備。社会教育活動への学校体育施設開放を推進。
 - 県体育協会、競技団体等は、県のスポーツ所管課等と連携し、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の充実を推進。また、部活動指導員の任用・配置及びスポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 日本中学校体育連盟主催大会の参加資格や運営の在り方等の見直しが行われた場合、県中体連においても速やかに見直しを行う。
- 県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を策定。校長は、各運動部が参加する大会等を精査。

終わりに

- 少子化が進むことを踏まえ、長期的に、学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方針に係る検討が必要。
- 今後、学校の運動部活動が関係者一体となり多様な形で最適に実施されていくことを望む。

「運動部活動の在り方に関する方針」検討委員会設置要綱

平成30年8月27日

教育長決裁

(設置)

第1条 「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たって、必要な事項について検討するため、「運動部活動の在り方に関する方針」検討委員会（以下「検討委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、運動部活動在り方に関する方針の案について検討する。

(組織)

- 第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 2 検討委員会は、委員の互選により、委員長、副委員長を置く。
 - 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が決定する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 県中体連、県高体連及び県高野連の代表者
 - (3) 県競技団体代表者
 - (4) 県小学校長会、県中学校長会及び県高等学校長会の代表者
 - (5) 県PTA関係者
 - (6) 行政関係者
 - (7) その他、特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員長は会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき、又は事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、教育長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、保健体育課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、保健体育課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 8月27日から施行する。

部活動の在り方に関する検討委員会名簿

第3条関係

NO	氏 名	所 属 名	役 職
1	宮城 政也	琉球大学教育学部生涯健康教育コース	
2	宮城 靖	県中体連会長	
3	知名 朝次	県高体連会長	
4	岩崎 勝久	県高野連会長	
5	渡嘉敷 通之	県体育協会専務理事	
6	高森 新一	県小学校長会長	
7	具志堅 弘	県中学校長会長	
8	小成 善保	県高等学校長協会	
9	本仲 範男	県市町村教育委員会連合会長	
10	石川 謙	県PTA連合会長	
11	宮城 光秀	県高等学校PTA連合会長	
12	金村 禎和	県文化観光スポーツ部スポーツ振興課長	
13	平良 朝治	県教育庁保健体育課長	

※検討委員事務局

NO	氏 名	所 属 名	役 職
1	島袋 勝範	保健体育課副参事	
2	上地 勇人	保健体育課健康体育班長	
3	古賀 義之	保健体育課健康体育班 小学校担当	
4	下地 秀隆	保健体育課健康体育班 中学校担当	
5	前村 幸芳	保健体育課健康体育班 高等学校担当	